

国民政府期中国における 綿紗統税改訂問題と日中紡織資本

とみ 富 ざわ 澤 よし 芳 あ 亜

はじめに

- I 綿紗統税導入後の中国紡織業
- II 綿紗統税改訂問題の経過——華商紗廠連合会の
中央政治会議に対する請願まで——
- III 民族紡の動向と綿紗統税改訂の挫折
おわりに

はじめに

中国経済が恐慌による不況に沈みきっていた1934年10月8日、国民政府財政部は、綿紗統税の約20%増税を発表した。しかし、この増税政策はさまざまな曲折を経て1935年5月には実施が延期されることになり、その結果、増税の実施は景気が回復し、各紡織工場の経営が好転する37年6月まで遅れることになったのである。この事実は国民政府の政策決定と実施過程において、国民政府の政策意図を制約するような何らかの政府外の圧力が存在したことを示唆している。

統税とは、従来あった各種の雑税や、貨物税を統一したところ由来した名称である。この税は都市の近代的産業に課せられた製造者消費税であり、その端緒となったのは1927年から実施された紙巻タバコ統税(以下、タバコ統税と略)であった(註1)。1928年に小麦粉が課税対象品目に加わった後、31年1月の「裁釐加税」(釐金を撤廃し、新たな税を設置すること……筆者)によ

り綿糸、マッチ、セメントにも統税が課せられ、いわゆる5種統税となった。統税の具体的な徴税方法としては、財政部から派遣された係官が工場に常駐し、製造業者は製品を工場から出荷する際に、係官から購入した税票を貨物に貼付し、これを係官が確認するというものであった。

統税は表1に見られるように、国民政府の財政において、関税・塩税とともに3大間接税と呼ばれ重要な税収源のひとつであった。国民政府は慢性的な税収不足に悩まされており、この税収不足を内債により補填していた。統税はこのような内債の担保となるものであり、導入は不可欠であった。また国民政府は地方勢力との妥協の結果、土地税である田賦を放棄しており、この様な見地からも、都市の産業を基盤とする統税は必要な税制であった。そして綿紗統税の税収は、表2に見られるように統税の税収中においてタバコ統税に次ぐものであり、その割合は小さなものではなかった。

一方、綿紗統税を納付する側は、民族紡、日本資本在華紡(以下、在華紡と略)、イギリス系在華紡の3つの国籍の紡織資本であった。民族紡は中国の近代産業中最大の部門であり、在華紡は日本の対華民間投資中最大を誇るものであった。国民政府統治期は、この両者が中国市場の覇権をかけて激しく競争していた時期であったが、綿紗統税は製造者消費税という性格上、

表1 関税・塩税・統税徴収額および税収に占める割合(1928~40年)

| 会計年度 ¹⁾ | 全税収入 (100万元) | 関 税 | | 塩 税 | | 統 税 | | 税収中 に占め る三税 の割合 |
|--------------------|-----------------|----------------|------|----------------|------|----------------|------|--------------------------|
| | | 徴収額 (100万元) | % | 徴収額 (100万元) | % | 徴収額 (100万元) | % | |
| 1928 | 246 | 179 | 72.8 | 30 | 12.2 | 30 | 12.2 | 97.2 |
| 1929 | 451 | 276 | 61.2 | 122 | 27.1 | 41 | 9.1 | 97.4 |
| 1930 | 531 | 313 | 58.9 | 150 | 28.2 | 53 | 10.0 | 97.1 |
| 1931 | 616 | 370 | 60.1 | 144 | 23.4 | 89 | 14.4 | 97.9 |
| 1932 | 582 | 326 | 56.0 | 158 | 27.1 | 80 | 13.7 | 96.8 |
| 1933 | 660 | 352 | 53.3 | 177 | 26.8 | 106 | 16.1 | 96.2 |
| 1934 | 649 | 353 | 54.4 | 167 | 25.7 | 105 | 16.2 | 96.3 |
| 1935 | 622 | 272 | 43.7 | 184 | 29.6 | 135 | 21.7 | 95.0 |
| 1936 | 769 | 379 | 49.3 | 197 | 25.6 | 158 | 20.5 | 95.4 |
| 1937-38 | 450 | 239 | 53.1 | 141 | 31.3 | 30 | 6.7 | 91.0 |
| 1937 ²⁾ | 839 | 369 | 44.0 | 228 | 27.2 | 175 | 20.9 | 92.1 |
| 1938 ³⁾ | 212 | 128 | 60.4 | 47 | 22.2 | 16 | 7.5 | 90.1 |
| 1939 | 483 | 346 | 71.6 | 61 | 12.6 | 22 | 4.6 | 88.8 |
| 1940 | 266 | 38 | 14.3 | 80 | 30.1 | 46 | 17.3 | 61.7 |

(出所) Arthur N. Young, *China's Nationbuilding Effort 1927-1937* (Stanford: Stanford University Press, 1971), pp. 433-435 / Arthur N. Young, *China's Wartime Finance and Inflation 1937-1945* (Stanford: Stanford University Press, 1965), p. 14 / 小林幾二郎『支那財政経済論』叢文閣 1938年 134ページ。

(注) 1) 会計年度は、その年7月1日から翌年6月30日までの期間。ただし1937年からは史料上の制約により1月1日から12月31日の期間。

2) 1937年度における予算額。

3) 後半期のみ。

等級の設定など運用如何によって、両者の競争に大きな影響を与えることになったわけで、このため両者とも、綿紗統税の改訂に大きな関心を示すこととなったのである(註2)。

従来の研究においては、綿紗統税の政策決定過程は十分に考察されず、最終的に確定した政策の内容のみが分析の対象とされてきた。すなわち、23番手を境界とした従量税である綿紗統税は、付加価値の高い細番手糸を主に生産していた在華紡に有利で、付加価値の低い太番手糸を主に生産していた民族紡に不利な税制であったとするものである(註3)。しかし一般の開発途上国と同様に、弱体な自国の産業を保護しつつ、

財政基盤を確立するという難問を抱えていた国民政府(註4)の税制をめぐる諸政策の決定過程は、結果から類推できるほどに単純なものではなかったものであり、綿紗統税についてもこの点に注意して考察すべきである。すでに筆者は、1929年から31年にかけての綿紗統税の政策決定過程において、国家財政の確立と産業基盤の保護という課題を抱えた国民政府に対し、日本外務省、在華紡、民族紡の諸勢力が如何に影響力を及ぼし、最終的な政策実施に至ったのかを明らかにした。施行された綿紗統税が結果として在華紡に有利になったとしても、民族紡はその政策決定過程に強い影響力を行使しており、「綿紗統

表2 項目別統税徴収額とその割合

(単位：元、かっこ内は%)

| 項目 | 1931 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 紙巻タバコ | 55,225,765 (69.07) | 58,483,830 (66.71) | 57,610,488 (62.72) | 71,009,921 (60.37) | 75,000,566 (62.76) |
| 綿糸 | 15,242,999 (19.06) | 18,636,294 (21.26) | 20,180,520 (21.97) | 23,476,734 (19.96) | 21,411,785 (17.92) |
| 小麦粉 | 5,765,726 (7.21) | 4,680,052 (5.34) | 5,434,280 (5.92) | 5,900,546 (5.02) | 5,716,328 (4.78) |
| マッチ | 2,941,913 (3.68) | 3,545,350 (4.04) | 4,222,191 (4.60) | 9,010,110 (7.66) | 8,959,033 (7.50) |
| セメント | 779,833 (0.98) | 740,192 (0.84) | 1,121,409 (1.22) | 3,544,292 (3.01) | 2,930,676 (2.45) |
| 葉巻・ビール ・洋酒 | — | 1,579,831 (1.80) | 3,285,157 (3.58) | 4,675,740 (3.98) | 5,488,584 (4.59) |
| 合計 | 79,956,236 (100) | 87,665,549 (100) | 91,854,045 (100) | 117,617,343 (100) | 119,506,972 (100) |

(出所) 『中行月刊』第4巻第3期 1932年3月 69、70ページ/同誌 第6巻第4期 1933年4月 82ページ/同誌 第9巻第2期 1934年8月 79ページ/同誌 第10巻第4期 1935年4月 64ページ/同誌 第12巻第5期 1936年5月 50ページ。

税条令」は、国民政府が単線的に在華紡の要求を受入れた結果ではなく、国民政府と日本外務省、在華紡、民族紡などの諸勢力の利害の調整の結果だったのである(注5)。

近年の中国国民政府史研究の進展により、同政府の政策決定過程に資本家層の意向が大きく反映されている事実は、個別経済政策を取上げた諸研究で指摘されるところとなった(注6)。一般に、ひとつの政策の決定と実施過程にはさまざまな意図と利害関係の交錯があり(注7)、それらの調整の結果として、経済政策は決定されるのである。国民政府においては、国策の決定と実施過程への政府外の諸勢力の介入を保証していなかったが、それでは、こうした国家に対して、民族紡資本家層などの政府外の諸勢力はいかにして自らの意志を反映させえたのであろうか。このような観点から本稿は、1934年10月から翌35年半ばまでの綿紗統税改訂問題に注目し、

国民政府財政部のみならず、綿紗統税に重要な利害を有した日本外務省、在華日本紡績同業会、華商紗廠連合会の動向を追いつつ、増税実施が延期にいたる過程を分析する(注8)。この綿紗統税改訂問題は、増税の実施時期のみならず、税制の改訂内容をも含む複雑なものとなったのであり、その複雑さには国民政府に課せられた課題である財政維持と産業保護の両立、税負担者の多様性という2つの要因が強く作用していたのである。本論で検討するのは後者の要因、すなわち華商紗廠連合会、在華日本紡績同業会、日本外務省が綿紗統税改訂問題において、国民政府の政策決定過程に、いかなる回路を通して、いかなる影響を与えたのかである。

(注1) 佐野健太郎「BATの対中国進出(II)」(『中央大学企業研究所年報』第10号 1989年)。

(注2) 1934年の綿紗統税改訂に際して、イギリス系在華紡は目立った運動をしていない。これには以下のよ

うな要因が考えられる。ひとつはイギリス系在華紡の中国紡織業界に占める比重の低さである。1934年の上海における紡錘数を比較すれば、日本在華紡が50⁶⁶、民族紡が43⁶⁷を占め、イギリス系在華紡はわずか7⁶⁸を占めるに過ぎなかった（上海市棉紡織工業同業公会籌備会『中国棉紡統計史料』上海 1950年 53～54ページ）。もうひとつは、日本資本在華紡と比較した際の経営方式の違いである。イギリス系在華紡は、日本資本在華紡が日本からの直接投資という形態をとっていたのとは対照的に、現地の中国人による投資に大きく依存していた。1930年代に唯一経営を続けていた怡和紡織公司（表10にイギリス系在華紡として挙げた怡和、公益、楊樹浦の3工場とも怡和紡織公司の所有）の株式のうち、実に80⁶⁹を中国人株主が握っていたのである（趙岡・陳鐘毅『中国棉業史』台北 聯經出版事業公司 1977年 167, 168ページ）。

（注3） 嚴中平『中国棉紡織史稿』北京 科学出版社 1955年 205～206ページ。

（注4） 上海日報社調査編纂部『中華民國財政報告 民国21, 22両会計年度』上海 上海日報社 1935年5月。

（注5） 富澤芳亜「綿紗統税の導入をめぐる日中紡織資本」（『史学研究』第193号 1991年）。

（注6） 久保亨の関税史研究の諸成果、および富澤「綿紗統税の導入をめぐる……」。なお近年の国民政府史研究の成果については、笹川裕史「戦後日本における中国国民政府（1927～1949）研究」（『近きに在りて』第24号 1993年）が詳しい。

（注7） 安藤芳雄編『日本経済政策史論』下巻 東京 大学出版会 1976年 第12章。

（注8） 1934年の綿紗統税改訂問題に関する研究として、Richard C. Bush, *The Politics of Cotton Textile in Kuomintang China 1929-1937* (New York: Garland Publishing, 1982), pp. 248-257 をあげることができる。Bush は紡織業における政府の関与の小ささと、民族紡の独自性の大きさを解明する上で改訂問題に触れ、華商紗廠連合会が政府内部の同調者と協力しつつ、孔祥熙財政部長の増税要求に抵抗し、要求した4級制を受入れさせることに成功したが、華商紗廠連合会自身の内部対立により新税制の実施は2年以上遅れたとした。Bush の研究は、民族紡の政府に対する相対的な自立性を明らかにした点において高く評価できる。しかし、主に中国側新聞・雑誌に依拠した史料的制約から、日本側全般と、華商紗廠連合会内部の動向の検討を捨象した結果、平板な分析に陥ったように思われる。本稿は Bush の研究に

対し、一定の批判を含蓄するものとなろう。

I 綿紗統税導入後の中国紡織業

綿紗統税の徴収は、「綿紗・マッチ・セメント統税条令」に基づき、1931年2月1日より開始された^(注1)。統税の徴収開始により、それまで工場側が負担してきた租税は買方の負担となり、出荷時に工場側が立て替えることになった^(注2)。表3に見られるように市場はさっそく統税の徴収に反応し、各番手とも一斉に値を上げており、この時点においては統税の価格への転嫁が可能であったことが分かる。

この背景には、1929年から31年にかけて中国経済が好況状態にあったことが考えられる。大恐慌による銀価格の下落が、銀本位制の中国に一種のインフレ状態をもたらしたのである。しかし1931年9月に、イギリスが金本位制を離脱して管理通貨制に移行すると、他の資本主義列強もこれに追従したため、それまで下落一方であった銀価格が次第に上昇し、中国は深刻なデフレ状態に陥ったのである。このデフレの影響を深刻に受けたのが農村であり、金融は逼迫し、市場は縮小した^(注3)。農村市場の縮小は紡織業の危機でもあった。市場の縮小によって綿糸価格が徐々に下落したのである。この傾向は表4に見られるように1934・35両年をピークとし、幣制改革を契機とする35年11月以降の景気回復まで変わらなかった。この間、統税の製品への転嫁は次第に困難となり、綿紗統税は紡織業の経営を圧迫する一要因となったのである。

永安紗廠（上海）、裕華紗廠（武漢）などの民族紡の営業報告書には、統税による利益の減少が記されている^(注4)。たとえば裕華紗廠は、統

表3 統税導入前後の綿糸市況（1包当り）

（単位：元）

| 年月 | 製品名 ¹⁾ | 水月42番手 | 藍鳳32番手 | 立馬20番手 | 五福20番手 | 人鐘16番手 | 大発10番手 |
|------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | (内外綿) | (日華紡績) | (大康紡績) | (怡和紗廠) | (申新紗廠) | (崇信紗廠) |
| 1930年10月 | | 377.88 | 304.9 | 236.3 | 212.6 | 216.6 | 200.0 |
| 11月 | | 404.5 | 301.8 | 235.3 | 207.1 | 213.7 | 196.6 |
| 12月 | | 407.1 | 302.3 | 228.9 | 200.2 | 208.8 | 198.5 |
| 1931年1月 | | 432.0 | 321.1 | 238.0 | 209.5 | 214.2 | 193.9 |
| 2月 ²⁾ | | 489.6 | 376.3 | 261.0 | 238.2 | 238.7 | 217.1 |
| 3月 | | 529.0 | 360.3 | 261.0 | 242.2 | 237.0 | 218.0 |
| 4月 | | 549.7 | 362.7 | 264.0 | 237.0 | 239.2 | 218.2 |
| 5月 | | 515.7 | 428.6 | 255.5 | 229.6 | 238.2 | 210.6 |
| 6月 | | 495.8 | 362.0 | 259.8 | 233.8 | 238.5 | 211.9 |
| 7月 | | 501.8 | 357.4 | 259.6 | 241.0 | 243.0 | 226.7 |

（出所）『中行月刊』第1巻第4期～第3巻第1期 1930年11月～1931年8月の「商品」より、各月のモード値を算出し、1元=0.72両で換算した。

（注）1）内外綿，日華紡績，大康紡績は日本資本在華紡，怡和紗廠はイギリス系在華紡，申新紗廠，崇信紗廠は民族紡。

2）2月1日より，1包当り23番手以下8.58元，24番手以上11.625元で綿紗統税の徴収開始。

表4 綿糸市況の推移（1包当り）

（単位：元）

| | 標準糸 ²⁾ | 大発10番手 | 人鐘16番手 | 五福20番手 | 人鐘32番手 |
|--------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| 1931 | 220.06 | 213.00 | 236.68 | 240.38 | — |
| 1932 | 227.86 | 200.49 | 215.83 | 219.27 | 296.10 |
| 1933 | 197.23 | 171.54 | 189.71 | 195.35 | 248.02 |
| 1934 | 181.52 | 167.86 | 175.59 | 178.80 | 232.45 |
| 1935 | 178.53 | 163.30 | 176.36 | 181.50 | 229.32 |
| 1936 | 205.11 | 190.91 | 206.83 | 214.16 | 253.88 |
| 1937 ¹⁾ | 267.96 | 234.04 | 254.96 | 258.53 | 358.40 |

（出所）1931年から1936年までは『中行月刊』および『紡織時報』各号の市況の欄を整理して使用した。1937年は『申報』の市況の欄を整理して使用した。

（注）1）1月から6月までの平均。

2）標準糸とは，華商紗布交易所にて綿糸を売買する際に基準となるものであり，1932年6月までは人鐘16番手糸，32年6月から2月までは人鐘20番手糸，以降は金鷄20番手糸がこれにあたる。

税実施以前の納税額の8倍に当たる，年間20万円の税負担により，進行中であった紡錘増設計画を断念せざるを得なくなったという^(注5)。統税は従量税であったため，価格の変動にかかわらず1包当りの支払い額は一定であった。その

ため統税は，恐慌下において民族紡の利益が激減すると，利益のほとんどを飲み込み，場合によっては欠損を生じさせることにもなったのである。表5と表6は，民族紡の中において，比較的良好的な経営を続けていたとされる裕華，申

表5 裕華紡織公司（武漢）

（単位：元）

| | 1930 | 1931 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 | 1936 |
|------------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 利益金(A) | 744,977 | 503,216 | 1,137,206 | 1,071,955 | 597,318 | 443,798 | 1,132,383 |
| 諸税(B) | 58,908 | 150,939 | 308,133 | 383,340 | 437,912 | 354,399 | 428,418 |
| (A)-(B) | 686,069 | 352,277 | 829,073 | 688,615 | 159,406 | 89,399 | 703,965 |
| (B)/(A)(%) | 7.91 | 29.99 | 27.10 | 35.76 | 73.31 | 79.86 | 37.83 |

（出所）《裕大華紡資本集團史料》編輯組『裕大華紡織資本集團史料』武漢 湖北人民出版社 1984年 89, 641, 642ページ。

（注）(1) 民族紡の各工場では、諸税を差し引いたものを純益としている。しかし本来、税金は利益金分配において扱われるものであるため、ここでは純益に諸税を加えたものを利益金とした。以下表6, 表8, 表9も同様。

(2) 「廢兩改元」(1932年)以前の数値は、1兩=0.72元の割合で算出した。表6～表9も同様。

表6 申新紡織公司第三廠（無錫）

（単位：元）

| | 1929 | 1932 | 1936 |
|------------|---------|-----------|-----------|
| 利益金(A) | 940,130 | 1,137,130 | 1,306,540 |
| 諸税(B) | 38,900 | 438,160 | 302,690 |
| (A)-(B) | 901,230 | 698,970 | 1,003,850 |
| (B)/(A)(%) | 4.14 | 38.53 | 23.17 |

（出所）上海社会科学院經濟研究所『茂新, 福新, 申新系統榮家企業史料』上海 上海人民出版社 1960年 628, 629ページ。

（注）1930, 31, 33, 34, 35年度は史料が欠落。

新第三廠の利益金に占める「諸税」の割合を示している。これらの表から裕華, 申新第三廠とも統稅導入以降に「諸税」の額が大きく増えていることが分かるが、この「諸税」のほとんどが統稅であった。何故なら綿紗統稅実施にとも

ない、国民政府は従来の綿製品に対する各種雑税を撤廃し、綿紗統稅以外の綿製品への新規の課税を禁止していたからである。さらに重要なことは、表7に示した永安紡織公司の状況も含めて、1934・35兩年度には利益金に占める統稅の割合が著しく高くなっている点であり、欠損こそ生じてはいないものの、利益金の80%前後は統稅にくわれてしまっているのである。こうしてみると、たとえ経営が安定した工場においても、恐慌の影響がピークに達した頃には、統稅が経営上において大きな負担となっていたことが分かるが、これら3工場に比較して経営内容が劣っていた工場の場合は、事態はもっと深刻であった。表8は申新第一廠の経営状態を

表7 永安紡織公司

（単位：元）

| | 1929 | 1932 | 1933 | 1935 | 1936 |
|------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 利益金(A) | 3,846,322 | 2,105,480 | 1,520,510 | 934,588 | 1,711,126 |
| 統稅(B) | — | 541,070 | 759,765 | 799,368 | 687,879 |
| (A)-(B) | 3,846,322 | 1,564,410 | 760,745 | 135,220 | 1,023,247 |
| (B)/(A)(%) | — | 25.70 | 49.97 | 85.53 | 40.20 |

（出所）上海市紡織工業局等編『永安紡織印染公司』北京 中華書局 1964年 222ページ。

（注）永安の營業報告書では、統稅・巡捐地稅（上海市内の工場が徴収された税金）を差し引いたものを純益としている。しかし本来税金は利益分配で扱われるものなので、ここでは、純益に統稅・巡捐地稅を加えたものを利益金とした。

示しているが、1934年には利益金の全てが統税にくわれ、欠損さえ生じているのである^(注6)。

工場の立地など地域的な観点から見ると、統税の実施によって最も大きな被害を被ったのは、山西や河北省内、それに長沙、蕪湖など内陸部に点在する紡織工場であった^(注7)。たとえば山西省榆次の晋華紡織公司では、1931年6月1日から統税の納付を開始したが（31年までの晋華の営業報告には、租税の欄は設けられておらず、32年より新たに設けられたことから、晋華の納付した租税のほとんどが統税であると考えられる）、この新たな統税の負担は、折からの恐慌の波及とともに、晋華の経営を圧迫することになった^(注8)。表9はこの晋華の経営状態を示しているが、特に1935年の状態がひどく、そもそも利益金がなかったにもかかわらず、統税を負担せ

ざるを得なかったことにより、35万元近い欠損が生じたのである。また湖南省長沙の湖南第一紗廠でも、統税の実施により経営が困難になったとして、省政府を通して国民政府に統税減免の要請を行なっている^(注9)。

このように内陸部の紡織工場が、綿紗統税により大きな被害を被ることになった要因として、以下の点が考えられる。それは、これら内陸部の工場の経営が、原綿の調達から製品の販売までを周辺の農村でまかなえるという有利な立地条件にあったことや、省政府の保護に依存した放漫なものが多かったことである。そのためこれら内陸部の工場は、民族紡の中でも特に生産コストの低減や、自己資本率を高めるといった、経営上の努力が充分とは言えなかった。こうした原因に加え、恐慌の波及により市場の縮小し

表8 申新紡織公司第一廠および第八廠（上海）

（単位：元）

| | 1930 | 1931 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 | 1936 |
|------------|----------|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 利益金(A) | -318,845 | 1,293,591 | 946,730 | 757,600 | 709,720 | 838,340 | 1,922,260 |
| 諸税(B) | 61,118 | 346,674 | 911,095 | 757,370 | 797,910 | 747,010 | 808,640 |
| (A)-(B) | -379,963 | 946,917 | 35,635 | 230 | -88,190 | 91,330 | 1,113,620 |
| (B)/(A)(%) | * | 26.80 | 96.24 | 99.97 | * | 89.11 | 42.07 |

（出所）上海社会科学院経済研究所『茂新、福新、申新系統榮家企業史料』上巻 上海 上海人民出版社 1960年 626、627ページ。

（注）*は数値が100.00を超過したもの。表9も同様

表9 晋華紡織公司（山西省榆次）

（単位：元）

| | 1931 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 | 1936 |
|------------|---------|----------|----------|---------|----------|---------|
| 利益金(A) | 138,048 | 52,874 | -62,926 | 444,680 | -111,569 | n.a. |
| 諸税(B) | - | 193,071 | 210,281 | 259,226 | 229,637 | n.a. |
| (A)-(B) | 138,048 | -140,197 | -273,207 | 185,454 | -341,206 | 394,464 |
| (B)/(A)(%) | - | * | * | 58.29 | * | n.a. |

（出所）『晋華紡織公司晋生織染工廠総管理處三廠概況』1937年。

た上海の民族紡や在華紡が、新たな市場を求めて、これら内陸部の工場の市場に商品を流入させたことも経営を圧迫する一因となった^(注10)。本来、経営上に弱点のあったこれら内陸部の工場にとって、恐慌下の統稅の納付は重い負担となった。しかも内陸部の工場では農村の家内織布の原料となる、10番手や16番手といった太番手糸の生産がほとんどであったため、統稅における稅制上の不均衡の影響を直接受けることになったのである。

一方在華紡は、表2と表10から算出すると、1933年において上海だけで綿紗統稅總徵收額の20%にあたる約410万円を納付していることになる。在華紡とて、恐慌による綿糸價格の下落の影響から逃れることはできなかったから^(注11)、統稅はその経営にかなりの負担となったことは事実であろう。しかし在華紡は恐慌下においても、生産コストの切り下げ・自己資本率の高さ・利率の低さなどに支えられて、日華紡織や東華紡織など一部の例外を除いて、欠損を出すこ

表10 1933年各工場統稅納付額 (單位：元)

| 民族紡 (上海) | | 民族紡 (江蘇省, 統稅署管内に属する工場) | |
|----------|---------------|------------------------|---------------|
| 恒 豐 | 395,572.541 | 大生一廠 | 504,882.790 |
| 振 華 | 56,482.915 | 大生副廠 | 158,303.070 |
| 申新一廠 | 748,204.990 | 大生二廠 | 140,149.270 |
| 申新二廠 | 229,627.414 | 大生三廠 | 232,897.120 |
| 申新五廠 | 242,029.730 | 大 通 | 104,881.530 |
| 申新六廠 | 391,133.245 | 蘇 綸 | 212,788.280 |
| 申新七廠 | 256,415.810 | 合 計 | 1,353,902.060 |
| 申新九廠 | 278,097.531 | 日本資本在華紡(上海) | |
| 溥益一廠 | 82,167.973 | 日 華 | 424,832.438 |
| 溥益二廠 | 96,476.092 | 上 海 | 886,245.365 |
| 統 益 | 356,810.960 | 内 外 綿 | 788,655.064 |
| 恒 大 | 89,434.580 | 東 華 | 102,964.380 |
| 永安一廠 | 278,470.240 | 同 興 | 231,155.456 |
| 永安三廠 | 863,200.739 | 公 大 | 490,896.456 |
| 緯 通 | 173,292.550 | 大 康 | 419,357.120 |
| 大 豐 | 246,737.015 | 豐 田 | 498,000.225 |
| 振 泰 | 173,883.579 | 裕 豐 | 272,167.584 |
| 鴻 章 | 134,999.339 | 合 計 | 4,114,274.356 |
| 永 豫 | 75,160.550 | イギリス系在華紡(上海) | |
| 崇 信 | 294,176.360 | 怡 和 | 380,280.350 |
| 宝 興 | 98,397.589 | 公 益 | 175,395.611 |
| 協 豐 | 24,952.880 | 楊 樹 浦 | 246,975.334 |
| 民 生 | 38,971.860 | 合 計 | 802,651.295 |
| 經 緯 | 25,814.380 | | |
| 合 計 | 5,650,505.862 | | |

(出所) 国民政府財政部稅務署『稅務公報』第1卷第6期～第2卷第7期
1933年～1934年。

となく営業を続けただけでなく、内外綿や上海紡績などは恐慌下にもかかわらず高い利益率を保持していたのである^(注12)。

このように恐慌下における、民族紡と在華紡の経営環境の格差は、両者の統税改訂に対する態度を規定することになった。統税は、経営改善の効果が現われるまでに長期を要する資本・技術の問題とは異なり、改訂により即効的な効果が期待できたため、民族紡は綿紗統税改訂・減税の請願をしばしば行なうことになったのである^(注13)。こうした請願は、国民政府内部でも一定の影響力はもったようで、1934年3月の棉業統制委員会（以下、棉統会と略）第18次例会で、穆藕初委員（鄭州豫豊紗廠經理・上海華商紗布交易所理事長）が綿紗統税の規定を改め、奨励金を設けることを提案している^(注14)。また1934年5月の第2次全国財政会議においても、綿紗統税の等級の不均衡を是正するために従価税に改めることが、卓宣謀実業部参事、衛挺生、陳長衡両立法委員らから提案された^(注15)。しかし、政府側の、民族紡の綿紗統税改訂要求に対する対応は、実業部工業司長劉陰蒞による、紡織業の危機の本質は、資本・技術の問題にあり、統税改訂の効果ははなはだ疑問であるといった見解に代表される消極的なものでしかなかった^(注16)。国民政府の財政状態からすれば、税収を減少させる形での綿紗統税の改訂は不可能であり、後述する「満州事変」以来の日中間の緊張関係を考慮すれば、民族紡主導という在華紡を刺激する形での統税の改訂も不可能であった。こうした条件の下で、恐慌下にもかかわらず、綿紗統税改訂は1934年に政府によって、むしろ増税実現を目的に提案されることになったのである。

(注1) 『紡織時報』第769号 1931年2月2日。

(注2) 『上海日日新聞』1931年2月3日／『紡織時報』第770号 1931年2月5日。

(注3) 池田誠・奥村哲『中国工業化の歴史』法律文化社 1982年 109～112ページ。

(注4) 上海市紡織工業局等編『永安紡織印染公司』北京 中華書局 1964年 106ページ。

(注5) <<裕大華紡織資本集團史料>>編輯組『裕大華紡織資本集團史料』武漢 湖北人民出版社 1984年 124ページ。

(注6) 上海社会科学院經濟研究所『茂新，福新，申新系統榮家企業史料』上巻 上海 上海人民出版社 1960年 398、399ページ。

(注7) 中共安徽省党委中級党校政治經濟学教研室『蕪湖紡織廠史』合肥 安徽人民出版社 1960年 11、12ページ。

(注8) 『晋華紡織公司晋成織染工廠總管理処三廠概況』1937年 23ページ（山西省で発行されたようだが、出版社などの詳細は不明）。

(注9) 『紡織時報』第783号 1931年3月26日。

(注10) 久保亨『近代中国綿業の地帯構造と経営類型』（『土地制度史学』第113号 1986年10月）35ページ。

(注11) 嚴中平『中国棉業之發展』重慶 商務印書館 1943年 192ページ。

(注12) 高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会 1982年 125ページ。

(注13) 民族紡は統税導入直後から、綿紗統税の2級制は、細番手糸生産中心の在華紡に有利で、太番手糸生産中心の民族紡に不利であるとして、4級制に改訂するように、1931年2月の華商紗廠連合会や、31年5月の国民会議における大生第一紡織公司經理李升伯が請願していた。『紡織時報』第775号 1931年2月26日／『紡織時報』第798号 1931年5月18日。

(注14) 『紡織周刊』第4巻第12期 1934年3月19日。

(注15) 国民政府財政部編『第二次全国財政會議彙編』南京 1934年 196ページ／『天津大公報』（以下『大公報』と略）1934年6月1日／『紡織周刊』第4巻第23期 1934年6月4日。

(注16) 『紡織周刊』第4巻第18期 1934年4月30日。

II 綿紗統税改訂問題の経過

——華商紗廠連合会の中央政治會議に対する請願まで——

1. 綿紗統税の改訂と在華紡

1934年10月8日呉敬鼎稅務署長は華商紗廠連合会、在華日本紡績同業会に対して、11月1日からの綿紗統税の引き上げを通告した^(註1)。財政部の増税案は、2級制を維持し、23番手以下において現行の1包8.58元から10元に約16%の、24番手以上において現行の1包11.625元から13.85元に約19%の増税をなすというものであった。これにより国民政府は毎月100万元、年1200万元の増収を見積もっていたという^(註2)。恐慌下にも拘わらずこのような増税が図られた背景には、国民政府の財政政策の転換があった。1933年10月、宋子文に代って財政部長に就任した孔祥熙は、宋子文の軍事費・行政費の支出を切りつめ、公債の発行を見合わせる緊縮財政とは一変した政策を展開した。孔祥熙は蒋介石の軍事費増額要求に積極的に応え、その実現のために税収の増加を図りつつ必要に応じて公債発行も積極的に推進したのである^(註3)。こうして統税も、その税収増加政策の一環として課税額の引き上げが図られ、1933年12月5日には早くもタバコ、セメント、マッチ統税の増税がなされた^(註4)。しかし財政部は、綿紗統税の引き上げには慎重に対応した。財政部は、他の統税の増税が実施されてから10カ月以上を経た1934年10月に増税案を公表し、他の統税が定着したのを見計らって、在華紡、民族紡に対して統税増税の承認を迫ったのである^(註5)。

これに対して在華日本紡績同業会は10月12日

に臨時會議を召集し、財政部に計画取消・実施延期を求めることを決議し、同部に陳情した^(註6)。しかし同業会総務理事船津辰一郎は、増税額が現行の2割増し程度で「案外低」かったこと、また内示案が現行の2級制を踏襲していたことから、「此ノ際種々交渉スルニ於テハ、却テ不利ナル結果（後述する民族紡の4級制採用要求を国民政府が呑むこと——筆者）ヲ来スヘキ惧アリタル事情ニ鑑ミ」（句点は筆者による）として、2年間は税率の変更をしないなどの条件を付け、19日に呉稅務署長に対して在華日本紡績同業会は原則的に増税案を受入れる旨を通知した。この間の経過について全く報告を受けていなかった有吉明駐華公使は、船津より事実経過を確認した後、外務省の条約上の立場^(註7)を説明した上で、外務省としては中国側が同業会側の受諾案を実施する限り、「其ノ俛默認スルモ差史無シ」としたのである^(註8)。

在華日本紡績同業会がさしたる抵抗もせずに増税案を受入れた背景には、財政部が主にな華紡の利益を考慮し、輸出綿製品に対する綿花輸入税の払い戻しを計画していたことも考えられる。1934年6月に輸入綿花に対する関税が3.5金単位^(註9)から5金単位に上げられると、原綿としての輸入アメリカ綿花の使用が比較的多かった在華紡^(註10)は、8月には船津を南京に派遣し、国民政府に対し盛んに輸出綿製品に対する綿花輸入税の一部払い戻しを実現するように運動した^(註11)。統税引上げが発表される直前の1934年9月末には、財政部関務署長沈叔玉が船津に対して、輸出綿糸への綿花輸入税の一部払い戻し実施の日途がついたことを告げたうえで、「本件ガ日本側ノ希望ニ基ク旨万一知レル時ハ反対者ノ運動ニ依リ事ヲ破ルヘキニ付貴官限り

極秘ノ御含ニトメラレタシ」と述べ、財政部としても在華紡の利益を慮った計画であることを認めていた^(註12)。財政部は、1927年のタバコ統税導入時、31年の綿紗統税導入時と同様に、外資企業の同意を取りつけた上で民族紡に統税引上げを迫ろうとしたのである^(註13)。

財政部が在華紡の動向に敏感にならざるを得なかった要因のひとつとして、この時期の日中間の外交関係も考慮に入れる必要がある。広田外交に代表される日本の対中政策は、棉麦借款の妨害^(註14)や天羽声明に代表されるように、欧米の資本・技術の導入による中国の経済建設に対して一貫して強硬な姿勢をとり続けた。一方の国民政府は、日本に妥協しつつ国内統一を急ぐ「安内攘外」政策を推進しており^(註15)、そのような姿勢が在華紡との統税改訂交渉にも反映することになったのであろう。在華紡の同意がなければ、国民政府としても綿紗統税改訂案を強行することはできなかったのである。

こうして在華日本紡績同業会が基本的に増税案を受入れ、日本外務省が条件つきながらこれを承認したことにより、統税改訂問題の焦点は、民族紡の動向に絞られることになったのである。

2. 民族紡の結束

華商紗廠連合会を中心とした全国の民族紡は、この統税増税案に対しこれまでにない大規模な請願運動を行なうことになった。この請願運動の背景には、1931年の末頃から中国に波及した恐慌が、34年に入って一層深刻化したことによる各紡織工場の経営悪化があった^(註16)。

増税が告げられた10月8日に華商紗廠連合会は、早くも呉敬鼎税務署長と孔祥熙財政部長に増税中止を要請する請願文を送った。請願文の要旨は以下のとおりである。民族紡の税負担は、

1931年の不利な等級設定による統税の実施と、34年6月の関税改訂による輸入綿花に対する増税によりすでに重くなっているが、製品の販売市場である農村は数年来の水害で購買力が低下しているにもかかわらず、34年6月の関税改訂では輸入綿製品に対する減税が実施されている。こうした状況下で統税の増税が実施されると、紡織業者は消費者に転嫁することができずに自らの新たな負担となるだけである。こうなれば欠損は日に日に増加して、倒産に追込まれることになり、統税の税収も結局は減ることになる。華商紗廠連合会はこのように説いて、統税および関税の制度不良と不況により民族紡がこれ以上の税負担に耐えられないことを訴えた^(註17)。また同日、華商紗廠連合会は湖北分会、天津同業公会、無錫同業公会に対し統税増加阻止の協力も要請していた^(註18)。10月11日の華商紗廠連合会第8次執行委員会において、上記の税務署、財政部に対する請願文は事後承諾の形で承認された。また今後の対応については、各地の華商紗廠連合会分会からの反応を待つて決定することとなった^(註19)。

華商紗廠連合会の協力要請に対する湖北分会、天津同業公会、無錫同業公会の返信は、10月15日に、政府への請願の形で届いた^(註20)。湖北と無錫の請願の内容は華商紗廠連合会とほぼ同じ内容なので省略するが、天津からの請願は、当時の天津の民族紡が置かれていた状態を示す激しいものだった。天津の民族紡は「満州事変」の後、製品の主な市場であった東北地方を失い、その市場は華北の農村に限定されることになった。そして、その後の恐慌の影響で華北農村の購買力が衰退したため、販路の縮小を余儀なくされ、次々と操業停止に追い込まれていたので

ある^(註21)。天津同業公会は天津の厳しい現状を述べ、これ以上の負担には耐えられないとして、激しく統税の引き上げに反対することとなった。こうして中国各地の民族紡は、華商紗廠連合会を中心に統税の増税を阻止すべく共闘することとなったのである。

華商紗廠連合会の郭順主席、聶潞生、王啓宇両執行委員、張則民総幹事は、10月16日に上海で孔祥熙財政部長と会見し、民族紡は苦境にあり、新たな負担には耐えられないことを説明し、増税案の撤回と紡織業救済のための施策を講じることを請願したが、何らの結果も得ることができなかった^(註22)。そのため華商紗廠連合会は翌17日には、すぐに請願の矛先を孔財政部長のみならず、汪精衛行政院長、陳公博実業部長、陳光甫棉統会主任委員にも向け、増税の中止を電請した。この請願も8日の請願と同じく、民族紡が統税の課税額・等級設定の不利、それに1934年の関税改訂による輸入原綿の関税引き上げと輸入綿製品の関税引き下げにより打撃を受け、しかも恐慌による打撃が加わったため、統税の引き上げには耐えられないことを訴えていた。さらに今回はそれに加えて、具体的に2級制の不備を説明し、2級制に代わる4級制の採用を求めたのである^(註23)。この綿紗統税における4級制の採用は、綿紗統税導入時からの民族紡の要求であり^(註24)、請願は以下のような内容であった。「政府が増税により、国庫の収入を豊かにしようとするならば徴税の原理に照して負担を平等にし、増やすべきものは増やし、減らすべきものは減らすべきである。たとえば4番手糸の価格は100元前後であるが、170～180元の20番手糸と同一の等級となり、8.58元の重税が徴取される。一方、価格が400余元の60番

手糸は、230～240元の32番手糸と同一の等級となり11.63元の軽い税が徴取され、負担はこのように平均がとれていない。民族紡は太番手糸を多く生産するため莫大な損失を受け、一年來各工場は日増しに衰退し、次第に不振に陥った。税制の不良もその主因のひとつであり、この機に乗じて関税をモデルに4級制に改めるべきである。減らすべきものを減らし、増やすべきものを増やせば、各工場も反対しない。もし2級制のままで増税をすれば、民族紡の滅亡を速めることになる」。要するに華商紗廠連合会は最善の策として統税増税の中止を求め、もしそれが不可能ならば増税する際に4級制へと改訂し、太番手糸の税負担を軽減することを求めたのである^(註25)。翌18日の華商紗廠連合会第9次執行委員会では、前日の請願が報告された後、28日に緊急大会を召集し、統税引上げに対する対応を討議することが決定され、武漢、天津、無錫の各分会にも、代表の派遣が要請された^(註26)。

華商紗廠連合会は緊急大会開催の準備を整える一方で、財政部が23日の行政院会議に統税増税案を提出することを知ると、郭順主席、張則民総幹事、唐星海執行委員らが、すぐに22日より南京に赴き、汪精衛行政院長、陳公博実業部長に会見し、統税の増税中止、4級制への改訂、それに加えて民族紡の救済を請願した^(註27)。南京より戻った郭順主席は、25日の第10次執行委員会において、行政院への請願の結果を報告し、実業部より、行政院会議において統税の増税を議論したことは事実であるが、財政部主管のことであり、調査の上追って報告するとの回答を得たが、その後財政部からの回答は全くなかったことを述べた。これに対して執行委員会は、この請願を事後承諾の形で承認した。また調査

のため南京に残留していた張則民より、すでに綿紗統税増税案と、輸出綿糸に対する綿花輸入税の払い戻し案が行政院會議を通過し、国民党の最高意志決定機関である中央政治會議（以下、中政会と略）に提案されたことも報告された。上記の2つの報告から、執行委員会は統税増税の最終決定がいよいよ間近に迫ったことを知り、28日の緊急大会で華商紗廠連合会としての意志の集約を図った上で、中政会に代表を派遣して請願を行なうことを決定し、前日に実業部工業司よりあった、統税の増税に対する協議のために南京に代表を派遣する要請には応じないことを決定した^(註28)。

また日本側も、須磨弥八郎南京総領事が10月24日に唐有壬外交部次長より「23日ノ行政院會議ニ於テ、23番手以上ノ綿糸輸出ノ場合ニハ現在5金單位トナレル綿花輸入税ヲ旧税率通り即チ3.5金單位トシ、差額1.5金單位ヲ払戻スコトニ一致ヲ見、技術的細目カ更ニ分科会ニ附議セラレタルモ右ノ通り決定ヲ確實ト見ラルル」（句点は筆者による）という話を聞いていることから、輸出綿糸に対する綿花輸入税の払い戻し案・統税の増税案の最終決定が間近に迫ったことを認識していた^(註29)。

中政会での増税案の審議が間近に迫りつつある中で、綿紗統税増税反対運動は華商紗廠連合会を中心に全国規模の広がりを見せていった。10月27日には、山東省済南の魯豊、成通、仁豊の3工場（魯豊を除く2工場は華商紗廠連合会の会員ではなかった）から、華商紗廠連合会の綿紗統税増税案撤廃・4級制への改訂の主張に賛同を示す電報が届いた^(註30)。その後、華商紗廠連合会に未加盟であった山西省の晋華紗廠なども、行政院、財政部、実業部に増税の中止を請

願したのである^(註31)。

一方、新聞も民族紡擁護の論陣を張り始めた。10月23日、上海の3大紙のひとつである『新聞報』は、夢蕉の筆による民族紡の主張を大幅にいった、統税増額反対・等級改訂の社説を掲載した^(註32)。

華商紗廠連合会の緊急會議は、10月28日に37企業（54工場）から42名の代表が参加して開催された。参加者の中には、武漢以外の長江中・上流域の工場代表や、華商紗廠連合会に加盟していなかった山西省の工場代表は含まれてはいなかったが、上海、無錫、天津、武漢などの主要な工場の代表はほぼ出席した。表11にこの緊急會議の出席者を掲げておいたが、彼らが代表する工場の数と所在地から考えて、全国的な範囲での結束が実現したと言えよう。華商紗廠連合会の年次總會以外で、これほどのメンバーが集まることは非常に稀なことであり、ここからも統税の増税が民族紡に大きな脅威として受け止められていたことが分かる。なお出席者の代表する工場の紡錘数を合計すると約270万錘で、全民族紡の約80%にあたった^(註33)。

會議では郭順主席より、1931年から実施された綿紗統税により、民族紡がいかに大きな被害を被ったのか、その実状が報告された後、討議に入り4つの議決をなして閉会した。ひとつは「全国華商紗廠が統税増加に反対し、政府に救済を請求する宣言」（以下、「統税増加反対宣言」と略）であった。その内容は「近年、農村は破産し、紡織業の衰落は極点に達し、全国の紡織工場には危機が迫っている。民族紡は政府に綿紗統税増加の計画があると聞いて驚き、今月28日大会を召集した。ここで綿紗統税の増加に一致して反対すること、政府に救済を要求するこ

表11 1934年華商紗廠連合会第1回(10月28日)、第2回(11月13日)緊急会議出席企業および出席者

| 工場所在地 | 企業名 | 工場数 | 第1回出席者 | 第2回出席者 | 備考 |
|-------------------------|------------------|-------------|--|-------------------|--|
| 上海 | 大豊 | 1 | 徐懋棠(陳啓発の代理) | 徐懋棠(陳啓発の代理) | 操業停止 操業停止 操業停止 操業停止 連合会主席 第二、第五廠は操業停止 第七廠は債務処理をめぐり、匯豊銀行と対立 |
| | 統益 | 1 | 董仲生 | ●董仲生 | |
| | 振泰・宝興 | 2 | 王啓宇 | 王啓宇 | |
| | 振協 | 1 | ○薛春生 | 薛春生 | |
| | 益華 | 1 | ○金潤庠 | — | |
| | 溥民 | 2 | 陳校章 | 黄首丞 | |
| | 恒安 | 1 | 黄首丞 | 徐采丞 | |
| | 永安 | 1 | ○薛鴻生 | ●薛鴻生 | |
| | 申新 | 5 | ◎郭順榮 | ●郭順榮 | |
| 上海第一、第二、第五、第六、第七、第八、第九廠 | — | 9 | 榮宗敬 榮鴻三 榮偉仁 葉劍紉 盧贊廷 張繼明 ○薛明劍 | ●榮宗敬 ●孫北讓 | |
| 無錫第三廠 武漢第四廠 | — | — | — | — | — |
| 江蘇省無錫 | 復興 | 1 | 張趾卿 | 楊伯庚 | 棉統会常任委員 操業停止 |
| | 豐新 | 2 | 蔡緘三 | (●唐星海) | |
| | 振新 | 1 | ◎唐星海 | 陳爾同 | |
| | 麗新 | 1 | 蔣哲卿 | 宋序堂 | |
| | 豫康 | 1 | ○程敬堂 | 程敬堂 | |
| | 廣勤 | 1 | 楊翰西 | 唐繼安 | |
| 河北省天津 | 寶成 | 1 | 劉伯森 | 天津同業公会 代表 ●劉伯森 | 操業停止。北洋、恒源の代表を兼任 債権団管理下 |
| | 裕元 | 1 | ○劉孟靖 | 黄首民 | |
| 河北省天津 唐山 河北省石家莊 | 華新 唐山華新 大興 | 1 1 1 | 劉貫一 同上 羅輝宗 | 劉貫一 同上 鄧楚衝 | |
| 山東省青島 山東省濟南 | 華魯 新豐 | 1 1 | 羅奉章 祝燮臣 | 羅奉章 | 仁豊・成通の代表 |
| 湖北省武漢 | 裕華 | 1 | 華商紗廠連合会 湖北分会代表として | 羅輝宗 黄渭清 | |
| | 漢口第一 | 1 | 蘇汰餘 | — | |
| | 震實 | 1 | — | — | |
| | 民生 | 1 | ◎蘇汰餘 | — | |
| 江蘇省南通 | 大生第一・副廠 | 2 | 李升伯 | — | 棉統会常任委員 操業停止 |
| 啓東 | 大生第二廠 | 1 | 沈燕謀 | — | |
| 常州 | 民成 | 1 | 楊之游 | 廠惠臣 | 操業停止 |
| 常州 | 大豐 | 2 | 劉靖基 | ●劉靖基 | |
| 太倉 | 利泰第一廠 | 1 | 朱靜安 | 朱靜安 | |
| 常熟 | 利泰第二廠 | 1 | 沈伯琴 | 沈伯琴 | |
| 江陰 | 蘇綸 | 1 | 李震華 | 李震華 | |
| 浙江省杭州 浙江省寧波 | 利友社 三友社 和豊 | 1 1 1 | 錢緘三 計健南 | 錢緘三 姚季康 | |

(出所) 『紡織時報』第1131号 1934年10月29日/『紡織時報』第1137号 1934年11月18日/『紡織時報』第1142号 1934年12月6日/『中行月刊』第13卷第1期 1936年1月/『華商紗廠連合会民国23年10月28日全体会議會議録』(連合会档案)/『華商紗廠連合会民国23年11月13日全体会議會議録』(連合会档案)。

(注) (1) ○は大会で選出され、1934年10月29日の請願に赴いた者。◎はその中で中政会に出席し請願をした者。10月29日の請願にはこの他に廠慶祥(中華工業連合会委員)、張則民(華商紗廠連合会総幹事)が加わった。(2) ●は第2回大会で選出され、12月6日の請願に赴いた者。しかし郭順・唐星海・廠慶祥は事情により、榮徳生・薛明劍・江上達に交代した。(3) 備考の操業停止、債権団管理下は1935年の調査によるもの。

とを決議した。衰落しきった紡織業は、このようにせねば必ず操業停止に追込まれることになる。再度の欠損の増加を免れるため、特にこれを宣言する。全国各界が援助を与えられることを願っている。」というものであった。他に、(1)郭順らの代表を南京に派遣し、中政会に請願を行なうこと、(2)綿紗統税の増税に一致して反対し、輸入綿花税については7月1日以前の税率の回復を断固主張すること、(3)請願によっても結果が得られなかった場合には、大会を再召集することの3点が決議され、大会で選出された蘇汰餘、唐星海、郭順、聶露生、程敬堂、薛明劍、劉孟靖、榮偉仁、薛春生、嚴慶祥など10人の代表は翌29日の中政会で請願をするため、その日の夜に南京に赴いた^(註34)。また「統税増税反対宣言」は、世論に華商紗廠連合会の意見を訴えるために、29日の『申報』、『新聞報』などの上海の主要紙に半面の大広告として掲載されたのである^(註35)。緊急大会の決議中に、華商紗廠連合会がしばしば国民政府に請願した4級制への改訂要求が全く盛り込まれなかったことは注目すべき事実である。4級制への改訂要求は、ややもすれば国民政府に民族紡の統税増税の承認としてとられるおそれがあり、増税反対で一致したのであろう。しかしその後も、この4級制への改訂要求をめぐる、民族紡各工場では意見の不一致が見られることになる。

『上海日日新聞』の連日の報道に見られるように、日本側もこのような華商紗廠連合会の動向を注視していた。しかし、10月28日『上海日日新聞』の「華商の反対は物になるまい」という見出しが象徴するように、国民政府が華商紗廠連合会の要求を受入れて、増税を中止すること、あるいは大会の決議には含まれなかったが、

4級制へ改訂することはないと見ていたのである^(註36)。

29日の中政会には主席委員の孫科をはじめとして、汪精衛、孔祥熙、葉楚傖、陳立夫、唐有壬、石瑛らの委員、棉統会から李升伯、立法委員として陳長蘅、吳尚鷹が出席し、財政部の綿紗統税引き上げ案の審査を行なうことになっていた。ここで華商紗廠連合会の代表である蘇汰餘、唐星海、郭順の3人が、孫科あるいは石瑛の仲介^(註37)により、請願のために引見された。まず孔財政部長が紡織業の現状を説明した後、4月にセメント統税、マッチ統税の増税を実施したため、産業間の税負担のバランスを期す意味から、綿紗統税の引き上げが必要である旨説明を行なった。その後、郭順らの民族紡代表が、現状において統税の増税が実施されれば、紡織業は操業停止に追込まれること、輸出綿糸に対する綿花輸入税の払い戻しも民族紡には利益とならず、在華紡のみの利益となることを説明し、増税中止を請願した。中政会では3時間に及ぶ審議の結果、財政部にこの件の再検討を命ずることとなった^(註38)。中政会におけるこの決定は、10月31日『上海日日新聞』の「中央政治会議で財(政――筆者)部の再考を決議 華紡の陳情悔難し」という見出しに見られるように、日本側にとっては大きな驚きであった^(註39)。後述するように国民政府は次第に4級制採用の姿勢を強めて、民族紡の増税承認を取りつけようとする。これに対して有吉駐華公使は、船津を通して数度にわたり呉税務署長に「日本政府トシテハ支那側カ従来ノ契約ノ主義ニ準シ、二級制トシテ適當増率セントシ、且日本當業者カ之ニ異存ナキニ於テハ多分黙認ノ態度ヲ執ルヘキモ、然ラサル場合ニハ條約上ノ立場ニ基キ必然ノ措

置ヲ為スヘキ意向ニテ、其ノ場合ニハ同問題ハ紛糾スルヘキニ付、速ニ（在華日本紡績——筆者）同業会案ヲ採用スル」（句点は筆者による）ように圧力をかけることになったのである^(注40)。

（注1）『紡織時報』第1127号 1934年10月15日。

（注2）『上海日日新聞』1934年10月30日。

（注3）久保亨「国民政府の財政と関税収入 1928～1937年」（増淵竜夫先生退官記念論集刊行会編『中国における社会と民衆』汲古書院 1983年）226～229ページ。

（注4）『財政年鑑 1935年度版』上海 商務印書館 1935年 935～997ページ。

（注5）『紡織時報』第1132号 1934年11月1日。

（注6）『紡織時報』第1127号 1934年10月15日／「有吉公使発広田外相宛 第842号」1934年10月20日 [外務省外交史料館「各国関税並法規関係雑件 中国ノ部」第8巻 (E-3-1-2-X I-C1) (以下、外交史料①と略)]。

（注7）条約上の立場とは、治外法権の関係上、外務省は公式には統税を承認しないが、在華紡と国民政府間の契約としては承認するというもの。詳しくは富澤「綿紗統税の導入をめぐる……」48ページ 注(12)を参照。

（注8）「有吉公使発広田外相宛 第842号」1934年10月20日。

（注9）金単位とは、1930年1月15日に国民政府が採用した輸入関税徴収の際の単位であり、正式には海関金単位という。当時の中国は銀本位制であり、従来、輸入関税徴収の際にも、銀貨幣が使用されていた。しかし、折からの金価格の暴騰と銀価格の下落により、関税を対外債務の引き当てとしていた国民政府は大きな損失を受け、この対策として金単位制度を採用したのである。詳しくは宮下忠雄「支那貨幣制度論」宣文館 1938年 378～428ページを参照。

（注10）高村『近代日本綿業と中国』188ページ。

（注11）「須磨南京総領事発広田外相宛 第1024号」1934年10月24日（外交史料①）／『上海日日新聞』1934年11月8日。

（注12）「有吉公使発広田外相宛 第805号」1934年10月2日（外交史料①）。

（注13）タバコ統税の導入過程については、佐野「B A Tの対中国進出(II)」を、綿紗統税の導入過程については、富澤「綿紗統税の導入をめぐる……」を参照のこ

国民政府期中国における綿紗統税改訂問題と日中紡織資本と。

（注14）伊豫谷登士翁「アメリカの対華棉麦借款と日本」（小野一郎編『两大戦間のアジアと日本』大月書店 1979年）。

（注15）石島紀之「中国の対外関係と経済建設」（野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』東京大学出版会 1981年）。

（注16）恐慌の波及とは別に、この年の6月に行なわれた関税改定が、民族紡の反対にも拘らず、輸入綿製品の関税を引き下げ、輸入綿花の関税を引き上げるという、民族紡に不利な形で実施されたこともあげられる。1934年の関税改定については、久保亨「国民政府による関税政策決定過程の分析 1932-1934」（『東洋文化研究所紀要』第96冊 1983年7月）を参照。

（注17）『紡織時報』第1127号 1934年10月15日／「申報」1934年10月13日／「新聞報」1934年10月13日／「紡織周刊」第4巻第42期 1934年10月15日。

（注18）『紡織時報』第1131号 1934年10月29日。

（注19）「民国23（1934）年10月11日第8次執委会」[上海市档案馆「上海市棉紡織工業同業公会」(S30-1-42) (以下、連合会档案と略)]。

（注20）『紡織時報』第1127号 1934年10月15日／「申報」1934年10月13日／「新聞報」1934年10月16日／「紡織周刊」第4巻第42期 1934年10月15日。

（注21）高村『近代日本綿業と中国』217～221ページ。

（注22）『紡織時報』第1131号 1934年10月29日。

（注23）『紡織時報』第1128号 1934年10月18日／「申報」1934年10月19日。

（注24）富澤「綿紗統税の導入をめぐる……」。

（注25）『紡織時報』第1128号 1934年10月18日／「申報」1934年10月19日。

（注26）「民国23（1934）年10月18日第9次執委会」（連合会档案）／『紡織時報』第1129号 1934年10月22日。

（注27）『紡織周刊』第4巻第43期 1934年10月22日／「申報」1934年10月23日。

（注28）「民国23（1934）年10月25日第10次執委会」（連合会档案）／『紡織時報』第1131号 1934年10月29日。

（注29）「須磨南京総領事発広田外相宛 第1024号」1934年10月24日（外交史料①）。

（注30）『紡織時報』第1131号 1934年10月29日。

（注31）「民国23（1934）年11月12日第12次執行委員会議事録」（連合会档案）。

（注32）「<社論>綿紗統税之改革」（『新聞報』1934

年10月23日)。

(注33) 『紡織時報』第1131号 1934年10月29日。

(注34) 「民国23(1934)年10月28日全体会議」(連合会檔案)／『紡織時報』第1131号 1934年10月29日／『紡織周刊』第4巻第44期 1934年10月29日／『申報』1934年10月31日。

(注35) 『申報』1934年10月29日／『新聞報』1934年10月29日。

(注36) 『上海日日新聞』1934年10月28日。

(注37) 『上海日日新聞』1934年10月3日によれば係科、黃師讓「裕大華企業四十年」(『文史資料選輯』第44輯 北京 中国文史出版社 1986年) 26～28ページによれば77頁。

(注38) 『紡織時報』第1131号 1934年10月29日／『紡織周刊』第4巻第44期 1934年10月29日／『大公報』1934年10月30、31日／『申報』1934年10月31日／『新聞報』1934年10月31日。黃師讓によればこの中政会において、孔祥熙と蘇汰餘の間に以下のような激しいやりとりがあったという。孔祥熙が「紡織業者はただ交易所で(投機により——筆者)儲けているのみで生産の改良を行っていない」と言うとき、これに対して蘇汰餘は「部長にお尋ねしますが、結局、だれが交易所で儲けているのですか」と孔祥熙に聞いた、ここで会場は拍手喝采となったという。しかし孔祥熙は意に介さず、なおも輸入関税の引上げという請願の条件も考慮せずに「日本の綿糸は質・量とも優れ、価格も安い、また機器は新しく、技術も優れている。しかし君たちは機器の刷新もせず、技術の改良もしない。当然、製品の質・量とも劣り、日本の綿糸に対抗できない。なにかとすると関税の増額を要求するが、その理由は充分とは言えない」と言うとき、蘇汰餘はこれに対して「……われわれが機器を刷新しないのは資本が小さいうえに、外国製品のダンピングにあって機器を刷新する力量がないからである。外国製品のダンピングに対して政府が民族紡の利益を守るためには、関税を引上げて、これを制限すべきである。すなわち紡織業者が請願に来ないようにするには、政府が主権を守って関税引上げの措置を採るべきである。われわれは外国製品のダンピングを受け、束縛されている。機器の刷新ができないのは、力量がないからで、力量があれば請願にはこない」と言い、他の代表も次々に孔祥熙に不満を述べ、これに対して孔祥熙は黙って物も言わず、退席することもできなかったと言う(黃師讓「裕大華企業四十年」26～28ページ)。

(注39) 『上海日日新聞』1934年10月31日。

(注40) 「有吉公使発広田外相宛 第897号」1934年12月1日 [外務省外交史料館「中国ニ於ケル租税及負担金関係雜件 統税関係」(E1-3-2-1-9) (以下、外交史料②と略)]。

III 民族紡の動向と綿紗統税改訂の挫折

1. 財政部の讓歩と民族紡の分裂

中政会において綿紗統税増税案の再検討が決定した翌日の10月30日、孔祥熙は談話を発表し、11月1日からの新税制の実施は断念するが、産業界のバランスを期する意味から、紡織業のみを統税増税の対象から外すわけにはいかないとして、なお増税の実施に強い意欲を見せていた。しかし政府としては華商紗廠連合会の請願の一部を必ず採用することを述べ、そして民族紡の救済のために、別に方法も講じていることを繰り返して述べた(注1)。このころから、孔祥熙は外国人顧問の意見を入れ、税制を4級制に改めることを考え始めていたようであり(注2)、財政部内でも次第に4級制採用が有力になりつつあったという(注3)。財政部は民族紡の予想外の抵抗により、それまでの強硬な姿勢を少しずつ軟化させはじめていたのである。

しかし、同時に発表された吳敬鼎稅務署長の談話は、きわめて強硬なものであった。彼は政府に紡織業を救済する責任があることを認め、根本的救済策としてアメリカ種綿花の増産を提起する一方で、統税増税の必要性を強調した。具体的には、およそ以下のように述べている。政府はこれまで恐慌下にある紡織業の現状を慮り、統税の増税を見合せてきた。しかし統税の減税は、紡織業を不況から救う解決策とはなら

ない。紡織業を不況から救うためには、機器の刷新、管理の科学化、資本の充実など根本的な解決策が必要なのであり、現時点では税制のバランスをとる面から綿紗統税の増税を行なうべきである。政府は根本的な紡織業救済策のひとつとして、アメリカ種綿花の増産による国内の原綿価格安定を図ることとし、そのためにアメリカ種の綿花を輸出する際には、1934年6月の関税改訂による輸入綿花に対する関税の引上げ分1.5金単位を、奨励金として支払うが、これは民族紡、在華紡を問わず全ての紡織業者の利益となるものである。以上のように述べた上で呉税務署長は、在華紡は、統税の増税は中国政府の主権に関わるものであることを認め、これを尊重する旨をすでに明らかにしており、民族紡も上記のような政府の政策を顧みず、軽率に反対を表明するべきではないとして、統税の11月第1週からの引き上げをほめかしていたのである^(注4)。

しかし、呉税務署長が提案した国産アメリカ種綿花の輸出に際しての奨励金の支払いでは、恐慌下にあつて緊急の救済策を必要としていた華商紗廠連合会はもとより、輸出綿糸に対する綿花輸入税の払い戻しを希望していた在華日本紡績同業会の理解を得ることも困難であった。『新聞報』は11月4日の社説において、輸出綿花に対する綿花輸入税からの奨励金の支払いは、現行の税制から見て不必要のものであり、国産アメリカ種綿花の輸出奨励策としても的を得たものとは言えず、華商紗廠連合会の主張するように輸出綿糸に対する払い戻しであるならば、在華紡のみに利益を供するものであり、財政部に慎重なる考慮を要求するとしたのである^(注5)。また『上海日日新聞』も『新聞報』の記事を引

用しつつ、財政部の払い戻し案を「さっぱり判らぬ内容」と論評していた^(注6)。統税増税に強硬であった呉税務署長でさえ、その対応は上記のように的外れなものだったのであり、ここからも財政部内部の中政会の再検討という決定に対する動揺をうかがうことができる。

このような財政部の対応に対して、またも新聞各紙が民族紡擁護の論陣を張ることになった。10月31日には南京の『朝報』が、2級制のままでの増税に反対し、4級制に改訂後、細番手糸に高率の課税をなし、太番手糸に低率の課税をなすべきことを説いた社説を掲載した^(注7)。また11月1日の『世界日報』も、不況下における産業保護の必要性を述べ、34年関税改訂の失敗を指摘し、統税の増税反対を説いた社説を掲載した^(注8)。『新聞報』は夢蕉の筆による民族紡擁護の社説を11月1日、2日と前述した4日の3日間にわたって掲載したが、1日の社説においては、紡織業ではマッチ、セメントに較べ外国資本の圧迫がより強いこと、また綿紗統税の増税がなされた場合には、農村土布業は深刻な打撃を受けて農村の破産がさらに促進されるため、綿紗統税の増税の影響はマッチ、セメントの増税よりもはるかに大きくなることを挙げた。そして、華商紗廠連合会は増税に反対しているわけではなく、条理の立った増税、すなわち4級制の採用を主張しているのであり、政府は国内税である統税において、外国資本の不合理な要求を容れず、中国の紡織業の現状に見あった4級制を採用すべきであるとしたのである。2日の社説においては、呉税務署長が民族紡衰退の原因を、(1)機器が古い、(2)管理方法が科学的でない、(3)国内の銀行の貸付金の高利率による資金不足の3点に求め、民族紡救済の必要性

を認めながらも、救済への統税改訂の効果を否定し、民族紡の救済を前述の3点のみに限定して対応したことを痛烈に批判した。社説は、(1)については、機器刷新のための資本が民族紡には欠乏しているが、民間投資は絶望的な状態にあり、政府による貸し付けが必要なこと、(2)については、南通学院紡織科や蘇州工専における人材育成はまだ緒についたばかりであること、(3)については、国家銀行が各銀行に低利で資金を貸付け、利率を下げることを説いた。しかし、このような対策を実施するには3年から5年の期間を要するため、現在の紡織業の危機にはまったく間に合わないとした。そして、統税の増税は目前の危機であり、先の3点とは全く別な問題であるとしたのである。その上で、もし今回の綿紗統税の改訂が2級制のままで行なわれるならば、外国紡織工場はそれを利用してますます民族紡を圧迫するであろうこと、民族紡の4級制採用の請願は民族紡の最低限の要求であることを指摘して、政府の綿紗統税の4級制への改訂を迫ったのである^(註9)。

しかし財政部はなおも綿紗統税の引上げに積極的であった。11月2日には呉敬鼎税務署長が、11月1日の財政部の説明（綿紗統税の引き上げにより産業間の課税のバランスをとる必要があり、統税の増税とは別に、紡織業救済策として国産アメリカ種綿花の輸出の際には奨励金を給付するという説明）に大部分の民族紡は理解を示したとして、次週にも統税条令を決定するとしたのである^(註10)。また6日には、綿紗統税は従来と同じく2級制による一律増加を行なうが、財政部は機器の改良を行なう紡織業者に対しては、十分な経済上の援助を与えることを発表した^(註11)。

華商紗廠連合会の側では、11月2日の第11次

執行委員会において、棉統会常任委員・大生第一紡織公司經理李升伯から、中政会への請願後、財政部において4級制採用が議論されていることが報告され、11月13日に再び全体会議を召集し意見の集約を図ることが決定された^(註12)。しかし11月9日には、深刻な事態が発生する。前日に緊急会議を開催した無錫同業公会在、突如として税務署、関務署、華商紗廠連合会に打電して、上海方面の紡織業者が非公式に政府に4級制採用を請願しているが、これは大会決議に反しており、華商紗廠連合会の名義を借りた勝手な交渉は、大会の決議した主張に基づくものではなく無効であるとしたのである^(註13)。この無錫同業公会の電報を受けて開かれた11月12日の華商紗廠連合会第12次執行委員会において、武進民豊紗廠經理劉孟靖から、無錫同業公会からの来電は連合会の執行委員・監察委員に対する不信任を意味するものであり、翌日の大会において信任決議を採決することが提案され、承認された^(註14)。

無錫同業公会の指摘の通り、大会決議案には4級制への改訂要求は全く盛り込まれておらず、1933年12月に改正された『華商紗廠連合会会章』の「第9条 執行委員会は本会章の規定する会員大会の決議により職権を行使する」という規定からすると^(註15)、たしかに執行委員会の4級制への改訂要求は職権を逸脱したものである。しかも表12から分かるように、統税改訂問題発生以降、6回開催された華商紗廠連合会執行委員会に、無錫同業公会に属する委員が出席していたのはわずかに2回のみであり、執行委員会との間に十分な意志の疎通がなかったのかもしれない。しかし10月22日に4級制への改訂を請願した唐星海執行委員は、無錫同業公会

表12 華商紗廠連合会第8次執行委員会～第13次執行委員会出席者

| 第8次 (1934年10月11日) | 第9次 (1934年10月18日) | 第10次 (1934年10月25日) |
|--|---|---|
| ◎郭順 (永安) 董仲生 (統益) 聶潞生 (恒豊) 黄首民 (溥益) 王啓宇 (振泰・宝興)・聶潞生 嚴裕棠・李淇華 (蘇綸) 劉孟靖 (民豊) 蘇汰餘・羅輝宗 (裕華) 盧龍之 (裕元)・黄首民 | 郭順 (永安) 聶潞生 (恒豊) 薛春生 (振華) 黄首民 (溥益) 榮輔仁 (申新) 榮偉仁 (申新) 劉孟靖 (民豊) 李升伯 (大生一) 嚴裕棠・李淇華 (蘇綸) ◎蔡緘三 (慶豊一) 唐星海 (慶豊二) 蘇汰餘・羅輝宗 (裕華) 盧龍之 (裕元)・黄首民 | ◎郭順 (永安) 董仲生 (統益) 聶潞生 (恒豊) 王啓宇 (振泰・宝興)・聶潞生 黄首民 (溥益) 榮輔仁 (申新) 榮偉仁・榮輔仁 (申新) 薛春生 (振華) 嚴裕棠・李淇華 (蘇綸) 劉孟靖 (民豊) 蘇汰餘・羅輝宗 (裕華) 盧龍之 (裕元)・黄首民 |
| 第11次 (1934年11月2日) | 第12次 (1934年11月12日) | 第13次 (1934年12月3日) |
| ◎郭順 (永安) 聶潞生 (恒豊) 董仲生 (統益) 薛春生 (振華) 黄首民 (溥益) 王啓宇 (振泰・宝興) 榮偉仁・王子純 (申新) 宋宗敬 (申新) 李升伯 (大生一) 嚴裕棠 (蘇綸) 唐星海 (慶豊)・蘇汰餘 蘇汰餘 (裕華) 盧龍之・黄首民 (裕元) | 王啓宇 (振泰・宝興) 黄首民 (溥益) 薛春生 (振華) 聶潞生 (恒豊) 董仲生 (統益) ◎嚴裕棠 (蘇綸) 劉孟靖 (民豊) 蘇汰餘・羅輝宗 (裕華) 盧龍之 (裕元)・黄首民 | ◎郭順 (永安) 王啓宇 (振泰・宝興) 聶潞生 (恒豊) 董仲生 (統益) 薛春生 (振華) 黄首民・聶潞生 (溥益) 劉孟靖 (民豊) 嚴裕棠 (蘇綸)・劉靖基 (大成) 蘇汰餘・羅輝宗 (裕華) 楊翰西 (広勤) |

(出所) 各次「執委会會議録」(連合会档案)。

(注) (1) ◎は主席を示す。

(2) 名前の後の()内は所属工場。

(3) [] 無錫以外の江蘇省, [] 無錫, [] 武漢, [] 天津。

(4) [] は、委任し欠席したものを示す。

(5) 執行委員・監察委員は1933年12月1日の華商紗廠連合会臨時会員大会で選出された以下20名
 (『紡織時報』第1043号 1933年12月4日)。

執行委員：郭順・聶潞生・黄首民・王啓宇・蘇汰餘・宋宗敬・劉孟靖・嚴裕棠・穆藕初・

李升伯・唐星海・榮偉仁・鄭益之・榮鴻三・盧龍之

監察委員：宋立峯・董仲生・薛春生・劉柏森・蔡緘三

(6) 民国24年度役員は、1934年6月4日の第2次執行委員会で選出された以下の者(『民国23年5月26日第2次執委会』[連合会档案])。

主席 郭順, 常務委員 宋宗敬・聶潞生・黄首民

に所属する慶豊紗廠第二廠の經理であることから、少なくとも執行委員会内部では、4級制への改訂を請願することについての意志の集約はとれていたであろう。このように考えれば、無錫同業公会の異議は、単に手続き上の問題に向けられたものではなく、国民政府が新聞などの世論の高まりにより、現実に綿紗統税を4級制に改訂して増税を実施するおそれが現われたためになされたものであった。また『上海日日新聞』は、華商紗廠連合会内部において4級制への改訂要求をめぐり、細番手糸化の進んだ永安・申新などの企業が4級制への改訂を請願することに反対し、太番手糸を主に生産していたその他の工場との間に対立が生じていることをしばしば伝えていた^(註16)。しかし10月22日に、唐星海とともに4級制への改訂を請願したのは永安紗廠の郭順であることからすれば、民族紡の中には在華紡と同様に2級制の維持を望む企業はほとんどなかったことも明らかである。このような事実から、綿紗統税改訂をめぐる民族紡内の意見の対立は、請願の中に増税後の善後策としての4級制への改訂要求を含めることの是非、言葉を代えるならば、断固として増税の中止・延期のみを請願するのか、条件付きならば増税を認めるのかにあったのである。無錫同業公会の異議により表面化したこの対立は、第2次全体会議において、増税の延期・中止のみの請願で意見の集約が図られることになった。4級制への改訂要求はあくまでも善後策であり、増税自体の延期・中止を求めるのであれば比較的容易に意見の集約を図ることが可能であったわけである。

2. 民族紡の再結束と統税改訂の挫折

11月13日の華商紗廠連合会の第2次全体会議

にも、全国から50工場34人の代表が参加した(表11参照)。最初に劉孟靖執行委員からの提案により、連合会執行委員・監察委員に対する信任決議が採られ、全会一致で信任された。次に前回の請願の結果は、10月28日の決議案にはほど遠いとして、新たに以下の4つの決議をした。(1)再度、行政院、実業部、財政部に増税の延期を請願する。(2)民族紡を救済するためには、まず相応の方法と保障を明らかにすることが必要である。(3)上述の2条件で結果を得られなかった場合、民族紡は暫時の一斉操業停止に入る。(4)民族紡に対して、1934年の関税改訂による綿花輸入税の引上げ分を暫時徴収停止にすることを許可することの4点であった^(註17)。こうして華商紗廠連合会は、増税延期要求で一致することになった^(註18)。そして、国民政府が十分な救済案を提示せずに増税を行なった場合には、一斉操業停止による膨大な失業者の発生という社会不安を誘発する手段に訴えたとしたのである。

しかし、この決議に対して国民政府が何の反応も示さなかったため、12月3日の華商紗廠連合会第13次執行委員会において、前大会で決定された代表である唐星海、郭順、聶潞生、劉靖基、嚴慶祥、董仲生らが南京に請願に赴くこととなった^(註19)。12月5日、病气や訃報のために代表団に加わることはできなくなった郭順、唐星海、嚴慶祥にかわって薛明劍、榮徳生、江上達をメンバーに加え、華商紗廠連合会の代表団が南京に赴いた。翌6日、彼らは行政院、実業部に対して請願を行なった。請願の内容は、日本、アメリカ、イギリスでは綿製品は税制面で優遇されており、生活必需品である綿製品に対する増税は孫文の三民主義にも反すること、紡織業は重大な危機に直面しており、これ以上の

負担には耐えられないことなどを述べ、増税の延期を請願したのであった^(註20)。請願から上海に戻った代表は、今回の請願の結果にまず満足しており、民族紡には僅かではあるが希望があると表明した^(註21)。今回の請願が全体会議から1カ月近く経た後に行なわれたことを考えれば、これは言葉どおりの意味以上に、華商紗廠連合会が統税増税の実施延期に確信を深めた発言と取ることができよう。

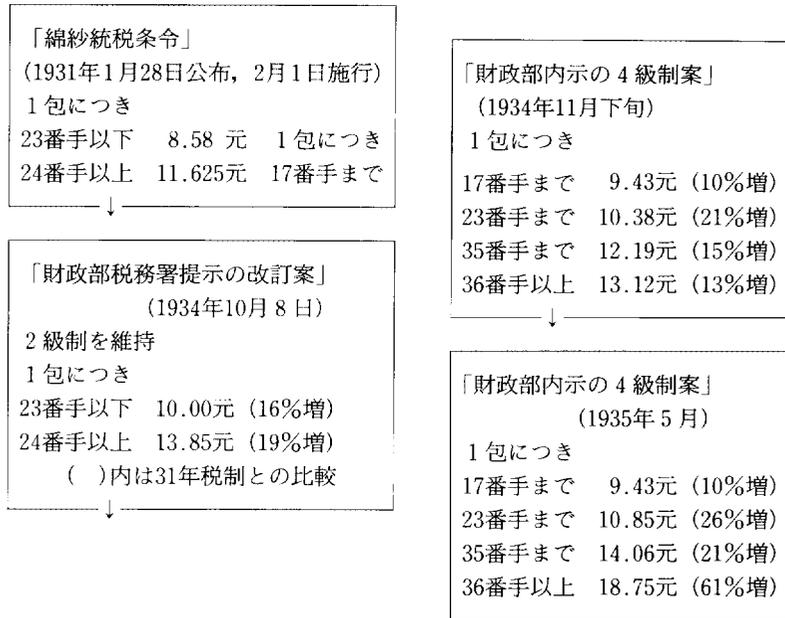
また、華商紗廠連合会は統治政党である国民党にも働きかけて、政府を動かそうと試みた。1934年12月10日より開始された国民党第五中全会において、呉稚暉、石瑛ら5人の委員から「政府により全国紗廠を恐慌から救済する法、および土布の販路を押し広げる法を確実に設け、民生を豊かにし、企業を維持することを請う案」(以下、「救済紗廠案」と略)が提出され12月14日に通過したのである。この案は5項目からなっていたが、その中の第2項は、「可能な範囲内で輸入関税を引き上げ、国内税を引き下げること」というものであり、明らかに綿紗統税の増税を意識したものであった^(註22)。しかし、民族紡はこの案の効力について、あまり期待はしていなかったようである。民族紡は一応は歓迎の姿勢を見せながらも^(註23)、この案が実際に実施されるのかを疑問視していた。また、もし実施されたとしても、この程度の救済案では中国紡織業界全体の景気に変化が見られるものではなかったため、この案の効果にも疑問を持っていたのである^(註24)。実際、この「救済紗廠案」の税制の項目について、行政院から調査を命じられた財政部は、翌1935年2月になって、関税は相当程度まで引き上げており、また統税については、昨年来の不況から民族紡が何度も請願

にきて、軽減を求めているが、財政部の研究によれば民族紡の衰退の原因は複雑を極めており、統税の軽減のみでは根本的な解決になるか大きな疑問であるとして、統税の軽減は適当ではないと行政院に回答したのだった^(註25)。結局、民族紡の予想通り減税の項目は行なわれずじまいとなった。

一方で財政部は、2級制の下での増税案に代えて、図1に示したような細番手糸への課税額を押さえた4級制案により、在華紡、民族紡双方の支持を取り付けるべく、4級制案をまず在華日本紡績同業会に内示することとなった。4級制案は民族紡側の要求であり、同案の採用について在華日本紡績同業会は反対の立場を採っていた^(註26)。しかしこの4級制案は等級ごとの増税率から言っても、民族紡の要求とは程遠い。在華紡に妥協的なものであった。そのため在華日本紡績同業会はこれを承認しても構わないとしたが^(註27)、財政部は民族紡の請願運動の高まりから、これを発表することを差し控えたようである。

そして翌1935年5月に、在華紡に新たな4級制案を提示した。図1から分かるように、これは17番手までの太番手糸の税額は11月下旬の在華紡内示案と同じであったが、それ以上の細番手糸に対しては番手が高くなるにしたがって税率もあがっており、税負担の不均衡が是正される案となっていた。しかしこの提案は、細番手糸生産中心の在華紡の利益と真っ向から対立するものであった。恐慌中にもかかわらず、経営の堅実さから利益をあげていた在華紡であったが、この提案を拒否したため^(註28)、国民政府は八方塞がりとなり統税引き上げの実施を諦めざるを得なくなった。華商紗廠連合会も5月23日

図1 1934～35年綿紗統税改訂の動向



(出所) 『紡織時報』第769号 1931年2月2日 / 『上海日日新聞』1934年10月30日 / 「有吉公使発広田外相宛 第897号」1934年12月1日 (外交史料②) / 「華紗廠請免増綿紗統税」(『銀行周報』第21巻第14号 1937年4月13日)。

に開催された35年度年会において、国民政府が統税引上げを見送ったことを確認したのである(注29)。

(注1) 『紡織時報』第1133号 1934年11月5日 / 『紡織周刊』第4巻第44期 1934年10月29日 / 『大公報』1934年11月2日 / 『新聞報』1934年11月2日。

(注2) 『紡織周刊』第4巻第45期 1934年11月5日。

(注3) 「民国23 (1934) 年11月2日第11次執委会」(連合会檔案) / 『上海日日新聞』1934年11月3日。

(注4) 『紡織時報』第1132号 1934年11月1日 / 『新聞報』1934年11月1日 / 『大公報』1934年11月1日。

(注5) 「<社論>棉貨出口退還一部份原料税之剖晰」(『新聞報』1934年11月4日)。

(注6) 『上海日日新聞』1934年11月8日。

(注7) 『朝報』1934年10月31日。ただし『紡織時報』第1136号 1934年11月15日によった。

(注8) 『世界日報』1934年11月1日。

(注9) 「<社論>華商紗廠連合会為統税案請願後之所感」(『新聞報』1934年11月1日) / 「<社論>読財政当局為綿紗統税事談話書後」(『新聞報』1934年11月2日)。

(注10) 『大公報』1934年11月3日。

(注11) 『大公報』1934年11月7日。

(注12) 「民国23 (1934) 年11月2日第11次執委会」(連合会檔案)。

(注13) 『新聞報』1934年11月9日。

(注14) 「民国23 (1934) 年11月12日第12次執委会」(連合会檔案)。

(注15) 『紡織時報』第1043号 1933年12月4日。

(注16) 『上海日日新聞』1934年10月30日 / 同紙 1934年11月3日。

(注17) 「民国23 (1934) 年11月13日全体会議」(連合会檔案) / 『紡織時報』第1137号 1934年11月18日 / 『紡織周刊』第4巻第46期 1934年11月12日 / 『新聞報』1934年11月14日。

(注18) 『新聞報』1934年12月6日、7日は、後述する請願に無錫の代表も加わっていることを報じている。

(注19) 「民国23(1934)年12月3日第13次執委会」(連合会檔案)／『紡織時報』第1142号 1934年12月6日／『新聞報』1934年12月4日。

華商紗廠連合会執行委員会は通常月1回の割合で開催されていたが、統税改訂発表後には10月に3回、11月に2回開催され、執行委員会以外にも全体会議が10月、11月に各1回ずつ開催され、統税改訂に対する華商紗廠連合会の危機意識の高まりを示していた。しかし11月12日の第12次執行委員会から12月3日の第13次執行委員会までには、約1カ月の間があり通常の間隔に戻っている。ここから考えると、華商紗廠連合会執行委員会は、11月中旬の時点で統税改訂をほぼ阻止し得たと考えていたのであろう。

(注20) 『紡織時報』第1143号 1934年12月10日／『新聞報』1934年12月7日／『上海日日新聞』1934年12月7日／『上海日報』1934年12月7日。

(注21) 『新聞報』1934年12月8日。

(注22) 『革命文獻』第79輯 台北 中央文物供應社 1978年／『紡織周刊』第5巻第3期 1935年1月19日。なお呉稚暉、石瑛以外の委員は蔡元培、丁超五、張人傑の3人である。

1934年10月の綿紗統税改訂に際して、中政会など国民党内において民族紡の要求を支持したのは、呉稚暉、石瑛らいわゆる元老と考えられる。呉稚暉は、申新紗廠の榮宗敬、榮徳生兄弟をはじめとする無錫の紡織業者たちと同郷という地縁で結び付いており(李占才、張凝『著名民族資本家榮氏兄弟』鄭州 河南人民出版社 1993年108ページ)、特に榮宗敬・申新紗廠に対しては、1927年の「二五庫券」の引き受け額の減額(『茂新、福新、申新系統榮家企業史料』上巻 195~197ページ)、あるいは1934年の申新紗廠「国有化」事件における救済(『茂新、福新、申新系統榮家企業史料』上巻 414~420ページ)などにおいて、国民党内で影響力を行使していた。また1934年当時南京市長であった石瑛は、1924~27年まで武昌高等師範大学校長、1928年湖北省建設庁長、同年から1931年まで武漢工学院院長、1931年浙江省建設庁長を勤めていた(徐友春編『民国人物大辭典』石家莊 河北人民出版社 1991年 146ページ)。石瑛が、湖北省、浙江省という紡織工場が集中していた2地域において建設庁長や教育職を歴任していた事実からすれば、これら2地域の紡織業者との間に何らかの繋がりがあったことは間

違いあるまい。

(注23) 『紡織時報』第1145号 1934年12月17日／『紡織周刊』第4巻第50期 1934年12月17日。

(注24) 『紡織周刊』第5巻第1期 1935年1月5日。

(注25) 『上海日報』1935年2月8日。

(注26) 『新聞報』1934年11月14日／『上海日日新聞』1934年11月23日。

(注27) 「有吉公使発広田外相宛 第897号」1934年12月1日(外交史料②)。

(注28) 「華紗廠請免増綿紗統税」(『銀行週報』第21巻第14号 1937年4月13日)。

(注29) 『新聞報』1935年5月24日／『紡織時報』第1188号 1935年5月30日。

おわりに

以上のような考察から得られる結論として指摘しておかねばならぬことは、1934年の綿紗統税改訂の失敗が、同時期の景気、外交関係の影響のもとでの、財政の維持と産業保護という2つの課題を解決するための、政府と内外の紡織資本との間の利害の調整の結果であったということである。

1934年という中国経済が悪化していた時期にもかかわらず、行政院財政部は税収増加政策の一環として綿紗統税の増税を実現しようとした。その際、財政部は同時期の日中関係も考慮に入れ、2級制の維持・輸出綿糸に対する綿花輸入税の払い戻しなど、在華紡に有利な条件を提示することによって、在華紡の承認を受けつつ、民族紡に増税を迫ろうとしたが、これに対して在華紡は、税制上における自らの利益が維持される範囲において増税金を承認した。一方、民族紡には、統税改訂問題の経緯からも分かるように、国民政府の政策決定過程に直接的に関与する制度的機会が設けられていなかった。その

ため華商紗廠連合会は、国民政府・国民党内の審議過程をにらみつつ、財政部、実業部、棉統会、行政院、中政会などへの請願を通して、間接的に彼らの要求である増税の中止・延期、それが不可能な場合の4級制への改訂を政策の中に反映させようとした。また、民族紡は呉稚暉、石瑛らを通して統治政党である国民党を動かし、国民政府の政策決定過程に彼らの利益を反映させようとした。このような民族紡の請願の中で、中政会の反応は統税改訂の失敗に大きな影響を与えることになった。中政会に再検討を求められた財政部は、民族紡の要求であった4級制案を採用して増税の実現を図るが、すでに民族紡は増税の延期要求で一致しており、また民族紡擁護の世論の高まりや、在華紡の財政部案

受入れ拒否などにより増税を断念せざるを得なくなったのである。こうして民族紡の増税の中止・延期という要求は、結果的に国民政府の政策に反映されることになったのである。

国民政府の統治形態は、一面において民国以前の請願とそれに対する裁可という伝統的形態を継承したものであったが、他面においてこの時期の綿紗統税問題にみられるように、紡織資本が請願内容への支持を新聞を通して世論に訴えたり、あるいは国民党を通じて政府を動かそうと試みたりするなど、それまでとは異質の政治状況が存在していた。このような国民政府期中国の、国策決定をめぐる民族資本家の意志を伝達する回路のありようこそが、統税増税の失敗という結果に大きく作用していたのである。

(広島大学大学院文学研究科博士課程)